

論壇

農学と医学の間で「動物愛護管理法」を考える

東京科学大学大学院医歯学総合研究科教授
文部科学省第 12 期科学技術・学術審議会委員
金井正美

はじめに

農学系研究科で学位をいただき 30 余年、医学関連の研究機関に所属し基礎研究に携わってきた経緯から、令和 5 年 9 月 27 日に公表された日本学術会議報告「動物実験実施に関する共通基本指針の策定を中心とした機関管理制度の充実について」*の作成に参画する機会を得た。この報告は、いわゆる「我が国の動物実験 2006 年体制」についてその現状を分析し、今後の課題を述べたものである。この「2006 年体制」とは、①昭和 48 年 (1973 年) に制定され、平成 17 年 (2005 年) に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律 (以下 動愛管理法)」、②環境庁告示「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」の改正 (平成 18 年 2006 年)、文部科学省・厚生労働省・農林水産省の 3 省から発出された動物実験基本指針、ならびに、③日本学術会議からの「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成 18 年 2006 年) が揃ったことによって成立した。以来、我が国の動物実験はこの体制に則って進められている。その概要について、今回紹介させていただく。

現状と問題点

折しも環境省から「環境省実験動物基準が適用される、実験動物を飼養又は保管する機関」に対して、実験動物取扱いの実態に関する調査が実施され (令和 5 年度)、その結果が報告された**。3 省からの指針発表から 20 年近く経った今、基礎医科学研究は大きな変換期を迎え、ゲノム編集や iPS 細胞を用いた臓器移植や異種間臓器移植などの科学技術が進展し、動物実験そのものの捉え方も大きく変化している。この度のコロナパンデミックの際のワクチンや治療法の開発は、動物実験について再考する好機となった。しかしながら、動物実験をどのように進めて行くかについては、諸般、意見があるのも事実である。令和 7 年度に予定されている動愛管理法の次期改正にむけた動物愛護系団体からの主張も様々である。研究者は、倫理観や具体的に 3Rs (Replacement; 替る方法の利用、Reduction; 使用する数の削減、Refinement; 苦痛の軽減) に則り必要最小限の実験で最大の研究結果を得るように努めているが、更に、*in vitro* の実験では得られない生体内の恒常性などの科学的エビデンスを示し、

説明する必要があるだろう。医学領域では実験動物とヒトとの相同性について、科学的に多くの議論がなされているところでもある。

ここで我が国における現状体制の問題点を挙げてみたい。第一点目としては、現在の動物実験基本指針が、文部科学省・厚生労働省・農林水産省の3省各々独自に定められていること、またこの3省のみに限定していることにある。すなわち、我が国における動物実験体制が一本化されておらず、また3省管轄外では指針管理外で実験が実施されている可能性が否定できない。二点目としては、「機関管理」を原則とする今の体制では、第三者の「外部検証」を以て客観性と透明性を担保すべきであることが、3省の基本指針ならびに学会会議ガイドラインに記述されているものの、努力義務とされていることにある。先述の環境省調査でも外部検証受審率は全体で62.7%であり、動物実験実施機関の十分な理解を得るに至っていない。三点目は「情報公開」に関してで、環境省調査では、動物実験を実施している施設の95.7%がホームページ公開しているが、その内容は、機関内規定については大学法人の90.5%が制定している一方、情報公開項目や形式の統一化がはかられておらず、国レベルにおける情報共有とその「透明化」が求められる。

動物実験が人類の福祉と健康に不可欠であることは否めない。同時に命ある存在である動物に対して、痛みや苦痛の軽減を念頭に動物福祉に則って実験が実施されなければならないというのは、世界共通の理念である。動物倫理に関する認識は諸外国において広く共有されており、実験動物科学国際評議会(ICLAS)と国際医学団体協議会(CIOMS)は、動物実験ガイドランスや動物倫理についての11の国際原則改訂版を2012年に協同発表し、原則順守状況の点検・評価・監督制度の導入を明記している。これらの実効性を担保する体制は地域ごとに異なっている。イギリスを含む欧州連合(EU)では、「実験動物の保護に関する指令」に基づいて、「中央管理」を基本とした統一的な動物実験管理がなされている。イギリスを含むEU加盟28カ国とノルウェーでは、欧州委員会に科学目的の動物使用の実施状況に関して毎年データが提出され、ALURES データベースが公開されている***。一方、アメリカでは、我が国同様の「機関管理」が基本原則として適応されており、動物の飼養・保管および医学研究はそれぞれ農務省と保健福祉省によって管理されている。これらに加えAAALAC-Internationalが監督機関からの動物使用状況を報告している****。国際協調の一環として、かつ単なる右に倣えではない、我が国独自の機関体制の維持が推進されるべく、国レベルの情報システムの統合などの情報共有が必要と思われる。

今後の課題

上述の問題点に対応して、上記の学会報告では、①現状の文科、厚労、農水3省指針の対象機関のみならず、それ以外のすべての機関の動物実験に適応される「共通基本指針」の作成、②公的な第三者外部検証の責務化と統一化、③情報公開の責務化と公開情報の一元化の3項目を提唱し、その礎となる情報システム構築を今後の課題として捉えている。今後、いわゆる「機関管理」体制が広く浸透し有効に実施されていることが大前提であるが、現状

の研究基準を推進・発展しつつ、日本発信の科学競争力の発展に繋がることが期待される。また、先述の統合情報システムの構築なども課題の一つである。農学としても、畜産動物を含めた農学領域における実験動物の取り扱いや飼養保管施設のあり方について、「家畜伝染予防法」なども考慮し、また一般の方々や愛護系団体とのさらなる対話と互いの理解も必要となるだろう。実験動物管理の立場にある獣医師として、真摯に以上の問題を捉えて参りたい。

おわりに

2024年10月から所属大学が東京工業大学と統合して東京科学大学となり、医学と工学の融合が一つのミッションで、異分野融合が謳われました。農学・医学・工学の「間」ではなく、サイエンスはそもそもボーダレスであるべきでしょう。日本の教育・研究を取り巻く様々な流れがより良い未来へと向かうことを願います。

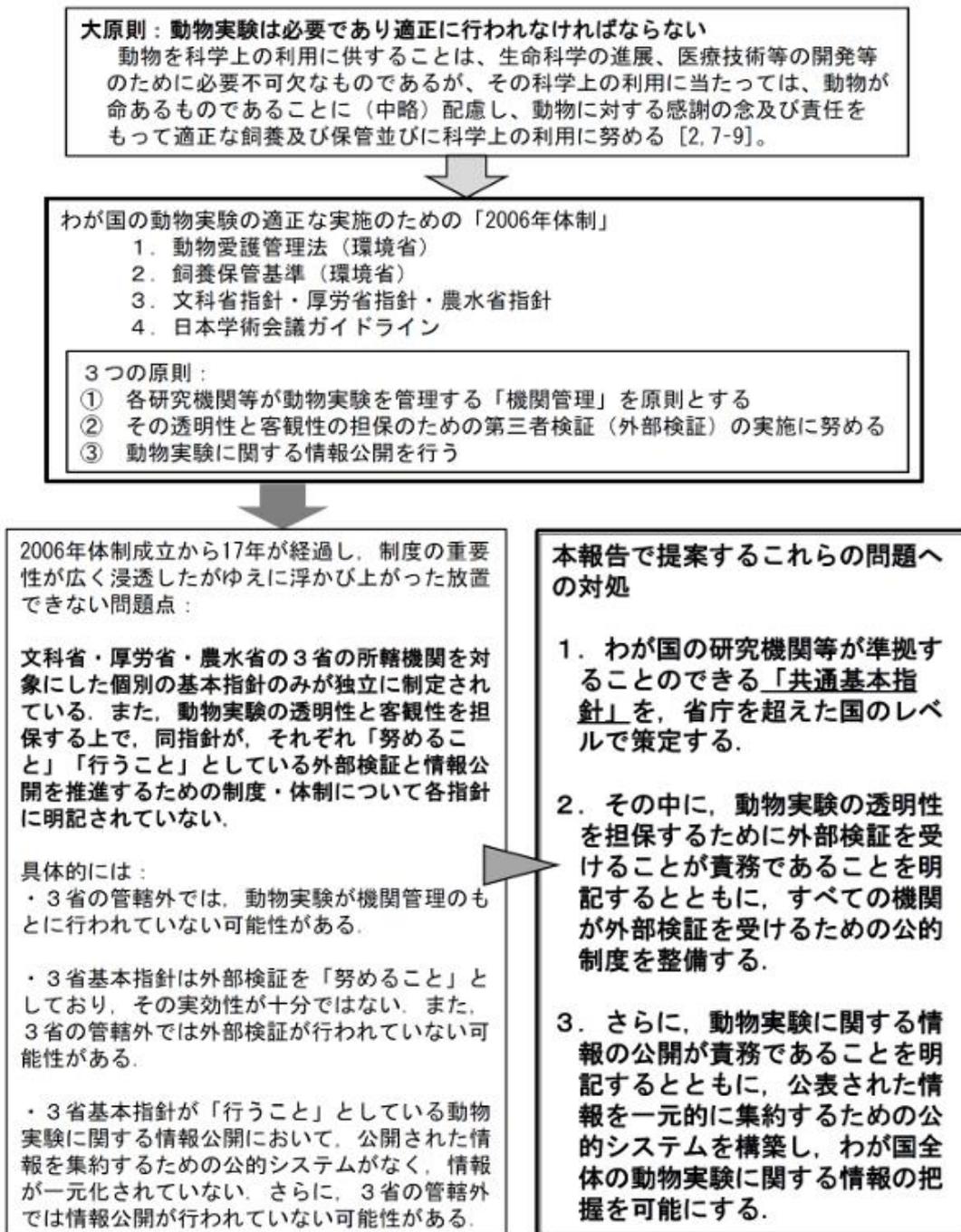
* <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-h230926-4.pdf>

** https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/jikken_r05.html

*** https://environment.ec.europa.eu/topics/chemicals/animals-science/statistics-and-non-technical-project-summaries_en

**** <https://www.aaalac.org/>

図 1 審議結果の骨子



日本学術会議報告 令和 5 年 9 月 27 日

「動物実験実施に関する共通基本指針の策定を中心とした機関管理制度の充実について」

p. 11 より引用